

# 武雄看護学校 同窓会会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、武雄看護学校同窓会と称し、事務局を武雄市武雄町昭和297番地武雄看護学校（以下「本学」）内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、会員相互の知識及び技術の向上並びに会員相互の親睦を図るとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 総会を開き、連絡・調整を図る。
- (2) その他、目的達成のために必要と認める事業を行う。

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は次の者をもって組織する。

- (1) 正会員 本校卒業生
- (2) 準会員 本校在學生
- (3) 特別会員 本校の現・旧職員

## 第4章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 運営委員若干名
- (5) 会計監査 2名

第6条 役員を選出は次の通り定める。

- (1) 役員は全会員の中より候補者を推薦し、総会において決議する。  
但し、会計監査1名は本学に勤務する会員から候補者を推薦する。

第7条 役員の仕事は次の通り定める。

- (1) 会長は本会を代表しその運営を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は本会財政の運営に関し予算収支の企画および収支の執行に当たる。
- (4) 運営委員は本会の重要事項を審議し、常務を執行する。
- (5) 会計監査は本会の会計の監査にあたる。

第8条 本会は名誉会長を置き、母校校長を推戴する。

第9条 役員の仕事は2カ年とする。但し再任は妨げない。

## 第5章 会 議

第10条 本会の会議は総会、役員会とする。

第11条 総会は必要に応じ開催する。

第12条 総会は事業状況、会計報告、役員改選その他の重要事項の決議を行う。

第13条 総会は会長がこれを招集し、出席の過半数で決定し、可否同数の時は議長が決定する。

第14条 役員会は会長が必要と認めたとき又は役員の過半数の請求があったとき開催する。

第15条 役員会は総会に次ぐ決議機関で総会の議決に基づいてこれを執行し、緊急を要する事項の審議にあたる。

## 第6章 会 計

第16条 本会の財政は会費、寄附金、その他の収入によってまかなう。

第17条 正会員は、看護科3,000円・准看護科2,000円の入会金を納める。

第18条 当分の間入会金は卒業時に徴収する。

第19条 本会会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 その他

第20条 本会則は総会に於いて出席人数の3分の2以上の賛成により改正することができる。

## 第8章 付 則

第21条 この会則は、平成23年3月1日より施行する。

◆会員は、住所の変更、その他異動のある時は、直ちに本会事務局に届け出なければならない。

〒843-0023

佐賀県武雄市武雄町昭和297番地（武雄看護学校）

武雄看護学校同窓会事務局